

様式 2 - 1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	平成29年3月30日	整理番号	2845-2850
1 監査種別	出資団体監査（平成28年度）		
2 監査の対象期間	平成27年度分		
3 監査の実施期間	平成28年11月4日～29年2月14日		
4 監査結果報告日	平成29年3月30日		
5 改善通知受理日	平成29年8月4日		
6 監査対象団体・部局	一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 預金について

A 改善要望事項

平成 27 年度末時点における貸借対照表上の現金預金 9,171 万円（内訳：普通預金 2,171 万円、定期預金 7,000 万円）に関して、

現金預金 9,171 万円の会計毎の内訳について、実施事業等会計 34 万円、環境整備会計 4,674 万円及び法人会計 4,462 万円としている。これは 24 年度に財団が一般財団法人へ移行した際に各会計に振り分けた額について、それ以降の会計年度の処理で積み上げた結果の額であるが、当時の振り分け基準が明確でないため、根拠資料を精査し、今後の資料とされたい。

普通預金の管理に関し 2 つの通帳を使用しているが、通帳を分けている基準が明確でない。これは財団が一般財団法人へ移行した際に会計区分が 2 会計から 3 会計へ変更となった際に、未対応であったことから生じたものであるため、内容を精査した上で適正な管理に努められたい。

定期預金 7,000 万円について、27 年度は特定の金融機関への預け入れを期間半年で更新しているが、条件について複数の金融機関と見積もり合わせをするなど、競争性を発揮させ、より有利な条件を検討するとともに、ペイオフ対策として複数の金融機関へ分散して預け入れるなど、リスクへの対応についても検討されたい。また、27 年度末現在、市からの借入金 1 億 2,770 万円について、償還開始の時期を迎えているにもかかわらず償還を開始できていないため、今後の財団の資金計画を十分に検討し、余剰資金があれば借入金の一部返済へ充てられたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

現金預金については、実施事業等会計と環境整備会計の、平成 24 年度予算上の支出相当分を各会計に振り分け、残額全てを法人会計としたものです。

指定管理の通帳を別途作成する指摘とも併せて、29 年度中に通帳内容を整理し、30 年度を目途に指定管理の通帳とその他の会計の通帳の二種に区分けします。

29 年度以降、複数の金融機関との見積り合わせを実施する予定であり、預入金額についても検討中です。28 年度より実施している借入金返済については、資金計画と併せて検討しますが、法人独自の財産である芝生広場の維持管理等の費用が今後必要であると考えられるため、借入金返済への充当は困難と考えます。

様式 2 - 1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

2 長期借入金について

A 改善要望事項

平成 27 年度末時点での財団の長期借入金 1 億 2,770 万円の会計毎の内訳について、実施事業等会計 4,964 万円及び法人会計 7,805 万円としているが、これについても現金預金と同様、財団が一般財団法人へ移行した際に振り分けた当時の振り分け基準が明確でないので、根拠資料を精査し、今後の資料とされたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

移行当初の平成 24 年度の実施事業等会計及び法人会計の予算額と同様の率で按分して振り分けたものです。

様式2-1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

3 関連規程の整備について

A 改善要望事項

一般財団法人へ移行後における財団の管理規程として、定款、就業規則、個人情報保護規程、情報公開規程、役員等の報酬及び費用に関する規程、給与及び旅費等に関する規程、事務処理規程、嘱託職員及び臨時職員就業規程を定めているが、定款または事務処理規程等に事務局に関する規定を設けていない、会計規程や備品台帳がない、事務処理規程の別表における専決区分が整理されていないなど、一般財団法人へ移行後における各規程等の整備が不十分であるため、早急に対応を図られたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

平成29年度中を目途に、各規程の整備を実施します。

様式 2 - 1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

4 公益目的支出計画の実施について

A 改善要望事項

財団の平成 27 年度末時点の公益目的財産残額は、49,351,561 円となっている。財団は、正味財産増減計算書の費目内容を十分に精査し、公益目的財産額を減少させ、公益目的支出計画で予定されている 34 年度末までに零と出来るように公益目的支出計画の実施に取り組まれない。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

平成 28 年度末時点の公益目的財産額が、当初計画の残額に近づいており、34 年度末に公益目的支出計画は達成できるものと考えています。

様式2-1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター）に伴う改善要望事項

5 議事録等の保管について

A 改善要望事項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）において、一般財団法人は、評議員会・理事会に係る議事録等を作成し、主たる事務所に10年間保存する旨定められている（法人法第193条、197、97条参照）。財団は一般財団法人へ移行後の当該議事録等は保存しているものの、移行時における旧公益法人当時の当該議事録等の保存がなされていなかった。

財団は今後の当該議事録等の作成及び保存に留意するとともに、特に一般財団法人への移行時における会計処理に係る議事録等の記録が残っていないものについて、現時点で精査して整理した点については記録を残し、今後の資料とされたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

記録が残っていない部分については、引き続き精査の上、整理した点をあらためて記録を作成して保存します。

なお、記録が残っていない部分のうち、出損金に関しては出損団体への返還に該当する行為を行っていないため、出損状態については移行前と変化がないと認識しています。

様式2-1 出資団体及び指定管理者監査(一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター) に伴う改善要望事項

6 その他

A 改善要望事項

賞与の支給について

各嘱託職員及び臨時職員の雇用に係る誓約書において、賞与は別に定める規準により支給する旨の記載があるが、就業規程等にこれが(市に準ずる等)定められていなかった為、当該規程等の整備を図らきたい。

決算書の誤記載について

平成27年度決算書において、事業に関する事項におけるイベントの参加人数及び事業報告付属明細書における駐車場利用状況の年度に誤りがあったため、留意されたい。

外部記憶媒体(USBメモリ)の購入について

平成27年度の環境整備会計及び法人会計においてUSBメモリを購入している。指定管理の基本協定書において、市個人情報保護条例等の規定に準拠し、個人情報の漏洩等の事故防止に必要な措置を講じることとされているため、外部記憶媒体の取扱いについては十分に留意されたい。

B 改善措置状況(報告者記入欄)

就業規程の改定を実施します。

チェック体制を見直し、適正な決算書作成を行います。

今後、使用しません。

様式2-1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	平成29年3月30日	整理番号	2851-2854
1 監査種別	指定管理者監査（平成28年度）		
2 監査の対象期間	平成27年度分		
3 監査の実施期間	平成28年11月4日～29年2月14日		
4 監査結果報告日	平成29年3月30日		
5 改善通知受理日	平成29年8月4日		
6 監査対象団体・部局	一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 市へ提出する書類について

A 改善要望事項

平成27年度の指定管理関係書類を確認したところ、市に提出する書類において、下記のとおり記載誤りや書類間の整合が図れていない事例が見受けられた。指定管理料の算定・確定のための重要な書類であることから、適正な事務手続きに留意されたい。

事業報告書に添付の収支決算書において、利用料金収入額が5,034,200円と記載されていたが、正しくは5,034,700円である。

年度協定書に添付の「指定管理料見積書」に、記載の必要がない自主事業費が記載されていた。

「指定管理料見積書」の内訳欄の金額について、臨時職員の賃金が6,200円と記載されていたが、正しくは6,300円である。

「指定管理料見積書」及び「事業報告書に添付の収支決算書」の科目名について、書類間の科目名が整合されていなかった。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

事務所内のチェック体制を見直し、適正な事務を行います。

様式2-1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

2 指定管理の経理事務について

A 改善要望事項

指定管理者募集要項では、「指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うにあたり、自身の団体と分離した会計帳簿書類、経理規定及び管理口座を設け（以下省略）」となっているが、他の会計と一括した口座や帳簿となっていたため、早急に適正な事務手続きを行われたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

平成29年度中に、現在使用中の口座等を整理し30年度を目途に独立した帳簿等を作成します。

様式2-1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

3 市知明湖キャンプ場管理要綱について

A 改善要望事項

「川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づく川西市知明湖キャンプ場管理要項」において、危機管理体制を構築し対応マニュアルを作成して、災害時の対応について随時訓練を行うことと定めているが、マニュアル作成及び訓練は行われていなかった。来場者の安全確保は重要であるため、早急に対応マニュアルの作成及び訓練を行い要領との整合性を図られたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

平成30年度を目途に、マニュアル作成及び訓練等の体制づくりに着手します。

様式 2 - 1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

4 貸出寝具利用料金について

A 改善要望事項

利用料金については、市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項において、「利用料金の額は、（中略）あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。」と規定があり、財団は平成 23 年度に市長の承認を受けている。しかし、貸出寝具利用料金は 600 円で承認を受けているものの、現状では 200 円を徴収しているため、承認内容との整合を図るよう適正な事務手続きを行われたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

従前は、貸出寝具として、毛布・シーツ・マットの三点を貸出していましたが、シーツ・マットの利用がほぼない状況であることから、寝具類三点で 600 円であった料金を、毛布一点で 200 円として運用しています。速やかに、文化・観光・スポーツ課へ指定管理者協議を提出するとともに、承認を受けます。

様式2-1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	平成29年3月30日	整理番号	2855-2857
1 監査種別	出資団体監査（平成28年度）		
2 監査の対象期間	平成27年度分		
3 監査の実施期間	平成28年11月4日～29年2月14日		
4 監査結果報告日	平成29年3月30日		
5 改善通知受理日	平成29年8月4日		
6 監査対象団体・部局	みどり土木部道路公園室公園緑地課		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 一庫ダム湖活用環境整備事業に係る国崎地区等の施設管理について

A 改善要望事項

建設省（現国土交通省）が一庫ダム湖活用環境整備事業（レイクリゾート事業）により、国崎せせらぎ・龍化・出合の各地区に整備した施設の維持管理については、「一庫ダム湖活用環境整備事業に係る国崎地区の施設の管理に関する覚書〔建設省、水資源開発公団（現水資源機構）及び市（1市2町代表）の三者で平成8年4月1日締結）のほか、同様の内容で龍化地区（10年3月31日締結）、出合地区（11年4月1日締結）の合計3つの覚書が締結されており、覚書による1市2町の維持管理業務の範囲としては、施設の清掃、草刈り、簡易な障害物の処分その他これらに類する業務となっている。財団は当該施設の管理者である1市2町から当該維持管理業務を受託している。

当該覚書は施設完成後に1市2町でその維持管理に関する協定書を締結するまでの暫定的な位置づけとなっているが、当年度末現在でも未締結となっている。

財団は、3年度の設立当初においては、収益施設としてパターゴルフ場を建設し、そこからの収益をもって当該施設の維持管理経費等を生み出す計画としていたが、経済・社会情勢の変化等により収益施設としての計画は中止されたこともあり、協定の締結は先送りされたものである。

このように、財団をとりまく経営環境は設立時から大きく変わっていることを勘案しつつ、暫定的な位置付けである当該覚書の内容に関して、国土交通省及び水資源機構と協議を図られたい。

また、1市2町における財団の運営、経費等の負担割合は、設立当初の三者協定により、市76%、猪名川町・豊能町各12%（設立当時の1市2町の人口比率）であり、その後、18年4月1日付で協定内容を見直し、市74%、猪名川町14%及び豊能町12%に変更しており、当年度の1市2町から財団への当該施設の維持管理業務の委託料の負担割合はこの比率に基づいて計算されている。

当該比率は18年度の協定書の見直し後変更されていないが、近年、各自治体の人口構成も変動していることから、基準を決めて定期的に当該比率を見直すなど、負担割合の透明化・公平化を図られたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

猪名川町及び豊能町と協調の上、引き続き猪名川河川事務所及び一庫ダム管理所と協議を進め、協定書締結を目指します。

1市2町における運営経費等の負担割合については、見直しの基準設定も含めて猪名川町及び豊能町と検討を進めていきます。

様式 2 - 1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

2 平成 27 年度市一般会計歳入歳出決算書（財産に関する調書）について

A 改善要望事項

平成 27 年度市一般会計歳入歳出決算書（以下、「市決算書」という。）の財産に関する調書において、出資による権利として、財団への出捐金 6,840 万円が計上されている。当該出捐額は財団設立当時の市の出捐額であり、これ以外に猪名川町、豊能町及び財団法人水資源協会からの出捐額を合わせた合計 1 億円が設立時の財団の基本財産であった。

24 年度の一般財団法人への移行時に当該基本財産を取り崩して 300 万円とし、残額を一般正味財産としているが、設立当時の出捐者と、出捐額及び持分割合などが正式に協議できておらず、権利内容が不明確となっている。また、出捐金の扱いについては、出捐した地方公共団体には、出捐したことにより得られる具体的な権利はないという考え方もあることから、出捐金を市の権利としている根拠を明確にする必要がある。

前述のとおり財団の基本財産は 300 万円としているが、市決算書上では財団に対して保有する出資による権利の額は 6,840 万円としていることから、財団に対する出捐額の権利について整理し、出資による権利の額として適正な額を市決算書に計上されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

一般財団法人移行時に、地方公共団体への返還がない場合、返還が生じるまでの間は出捐金は全く減らないことになるとされています。（地方財務実務提要 2「決算の調製等 公益目的財産の処分方法」P5629～5632）

当財団では、出捐金で構成された基本財産の取り崩しは実施されていますが、出捐金の返還に相当する行為は行われておらず、財団の基本財産額は減少したとはいえ、市から出捐した額には変更がないことから、財産に関する調書の金額は現状を維持するものと考えます。

また出捐金は、出資と異なり具体的な権利が保証されておらず寄附に近い性格であるものの、地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号に定める「出資による権利」に該当するとされているため、（地方財務実務提要 3「公有財産の範囲及び分類 出資と出捐金の差異」P6784～6786）引き続き財産に関する調書において計上します。

様式 2 - 1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

3 財団の長期借入金について

A 改善要望事項

財団は、市から無利息で借り入れている長期借入金 1 億 2,770 万円について、平成 28 年度から年額 200 万円を基準に償還を開始する計画を立てているが、当該計画では返済予定期間が長期に渡ることになる。また、上述の通り、27 年度末現在、当該借入金について償還開始の時期を迎えているにもかかわらず財団は償還を開始できておらず、返済条件の見直しについての協議もなされていないため、早急に財団と協議をし、返済条件について整理されたい。

なお、返済条件の見直しにあたっては、返済予定期間や毎年の償還金額についてのみならず、現在無利息での貸し付けとなっていることについても検討し、公平性かつ妥当性が担保されたものとなるように留意されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

財団から提示された年 200 万円の償還計画は、平成 28 年度時点で実現可能な内容で作成されたものであり、償還額の増加や返済の利率等に関しては今後も協議を進めていきます。

様式2-1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	平成29年3月30日	整理番号	2858-2862
1 監査種別	出資団体監査（平成28年度）		
2 監査の対象期間	平成27年度分		
3 監査の実施期間	平成28年11月4日～29年2月14日		
4 監査結果報告日	平成29年3月30日		
5 改善通知受理日	平成29年8月4日		
6 監査対象団体・部局	市民生活部生活活性室文化・観光・スポーツ課		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 指定管理者の選定について

A 改善要望事項

市が、現指定期間（26年4月から5年間）の指定管理者を非公募で募集した理由として、「財団は、知明湖、一庫ダム周辺、国崎地区に係る施設の総合的な管理運営や環境保全を業務としており、キャンプ場は、財団が管理運営を行っている国崎せせらぎ地区と隣接しており、今後とも一体管理を実施することが、より効果的・効率的な管理ができる。また、財団が、キャンプ場周辺の事情に詳しい地元の人材を雇用していることや、隣接している国崎せせらぎ地区や黒川ダリヤ園との相乗効果が期待できる。」ということにより、現指定期間の指定管理者について、非公募で財団が選定されていた。

指定管理者選定にあたっては、公平性及び透明性を確保することが重要であるため、市民や他の競合事業者等への説明責任を果たすためにも、非公募としなければならない理由や選定の有り方を再度検証する必要がある。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

今後、指定管理者選定については、ダリヤ園との一体管理など黒川地区の活性化構想等を視野に入れ、民間活力の導入など指定管理者の募集について検証します。

様式2-1 出資団体及び指定管理者監査(一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター) に伴う改善要望事項

2 知明湖キャンプ場の利用料金について

A 改善要望事項

知明湖キャンプ場の利用料金について、川西市民等は市外の者より低い料金設定となっている。しかし、川西市民等が申請した場合は、同伴の市外の者もすべて川西市民等の料金が適用されている。

同伴者の利用料金の取扱いについて明確な規定がないことから、規定の整備を行われたい。

B 改善措置状況(報告者記入欄)

近隣の同様な施設の状況や本市の他の施設の取扱い等を参考に、規定の整備を検討します。

様式 2 - 1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

3 財団から提出された指定管理料関係書類について

A 改善要望事項

財団から提出された平成 27 年度の指定管理料関係書類を確認したところ、指定管理料見積書において、記載の必要がない自主事業費が計上されていたほか、事業報告書に添付されている収支決算書の利用料金収入額に誤りがあった。これらの書類は、指定管理料の算定や支払いの根拠となる重要な書類であり、所管部局として提出書類が適正かどうか確認したうえで指定管理料を確定するべきであるため、確認の徹底を図られたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

指定管理者からの提出書類について、担当者のみ確認ではなく複数の職員による確認作業を徹底します。

様式2-1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター） に伴う改善要望事項

4 指定管理の経理事務について

A 改善要望事項

指定管理者募集要項では、「指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うにあたり、自身の団体と分離した会計帳簿書類、経理規定及び管理口座を設け（以下省略）」となっているが、他の会計と一括した口座や帳簿となっていたため、財団に対し、適正な事務手続きを行うよう指導されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

平成29年度中に、現在の預金口座等を整理し30年度を目途に適正な処理を行うよう指導しました。

様式 2 - 1 出資団体及び指定管理者監査（一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター）に伴う改善要望事項

5 その他

A 改善要望事項

指定管理に係る資料を確認したところ、下記の事例が見受けられたため、適正な事務手続きに留意されたい。

「川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づく川西市知明湖キャンプ場管理要項」において、危機管理体制を構築し対応マニュアルを作成して、災害時の対応について随時訓練を行うことと規定があるものの、マニュアル作成や訓練は行われていなかった。来場者の安全確保は重要であるため、マニュアル作成等を行い要綱との整合性を図るよう財団に指導されたい。

業務報告書の提出期限について、基本協定書では、当該月終了後 5 日以内に提出するように規定しているが、「川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づく川西市知明湖キャンプ場管理要項」では、前月の報告を当月 10 日までに提出することと規定しており、提出期限が整合していないため、整合するよう改められたい。

財団から提出された、平成 27 年度年次事業計画書の提出期日を見ると、平成 27 年 6 月 12 日付で提出されており、計画年度が始まり 2 カ月以上経過しているため、前年度中に提出するよう指導されたい。

自主事業の承諾状況について、基本協定書に、財団は自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならないと規定しているが、口頭での承諾となっていたため、書面に残すよう改められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

平成 30 年度を目途に、マニュアル作成や訓練の実施を行うよう指導しました。

管理要項を基本協定に合うよう、提出期限を 5 日以内に改正しました。

事業計画書の提出について、前年度中に提出するよう指導し 29 年度分より前年度中に提出されました。

基本協定書の規定どおり、29 年度より書面で残すよう改めています。